***令和元年9月24日***

***～木更津商工会議所 会員の皆様へお知らせ ①～***

台風15号により被災された皆様には、心からお見舞い申し上げます。当所では特別相談窓口を設置しております。被災されました皆様からのお問い合わせの多い項目について、情報を提供させていただきます。

■災害復旧貸付（金融支援）について

**【国の融資制度】**

被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に日本政策金融公庫、商工組合中央金庫が運転資金・設備資金を融資する災害復旧貸付のご相談を9月13日よりお受けしております。（窓口受付時間：9時～17時）

日本政策金融公庫千葉支店　☎043-241-0137／商工組合中央金庫千葉支店　☎043-248-2917

なお、日本政策金融公庫の災害貸付等に関するご相談は、木更津商工会議所中小企業相談所でも受付可能

**【千葉県の融資制度】**

●一般枠（県指定）9月17日より受付開始

　融資限度額8,000万円 金利1.1％～1.7％(融資期間による) 保証料0.4％～1.85％(一部補助あり)

融資期間　設備資金：10年以内(据置1年以内)　運転資金：7年以内(据置1年以内)

＊り災証明書及びそれに準じるものが必要

　●市町村枠（木更津市含む25市15町1村が対象）9月20日より受付開始（～12月19日まで）

　　融資条件①指定地域において1年以上継続して事業を行っていること

　　　　　　②台風による影響を受けた後、1カ月間の売上が前年同月比2割以上減少し、その後2カ月も同様の見込みであること

　　※以上2つの事項について、所在地の市町村長から認定を受ける必要があります。また、り災証明書

及びそれに準じるものは不要です。代わりに市町村発行の認定書が必要となります。

　融資限度額8,000万円(上記一般枠とは別枠) 金利1.0％～1.4％(融資期間による) 保証料0.75％

融資期間　設備資金：10年以内(据置1年以内)　運転資金：7年以内(据置1年以内)

**【民間金融機関による金融支援】**

市内各金融機関では、県制度融資の他、各々災害復旧支援における特別融資をご案内するとともに災害

復旧対応窓口が設置されております。先ずはお取引のある金融機関窓口までお問い合わせください。

◆10月15日(火)日本政策金融公庫・千葉信用金庫・君津信用組合と連携して合同相談会を開催します。

※相談会詳細については木更津商工会議所までご連絡ください。原則事前予約制とさせていただきます。

■専門家相談による個別相談について（会員限定）

　弁護士による法律相談、司法書士による法務相談、社会保険労務士による労務相談をお受けしております。

災害復旧貸付・専門家相談は、木更津商工会議所 中小企業相談所まで ☎37-8700